

婚姻届に必要な書類と手続きについて

1 証人について

- 証人は婚姻の事実を知っている成人2名（親族でも可）の署名が必要です。
空欄の部分があると受付できませんのでご注意ください。
- 証人が外国人の場合は国籍証明になるもの（パスポートの写し等）が必要になります。

2 婚姻届と同時に甲府市に転入される方へ

- 婚姻届に転出証明書を添付することで、転入手続きも一緒にできます。（記入例参照）

【マイナンバーカード利用による転入手続きについて】

マイナンバーカードによる転入手続きは、平日の開庁時間内（午前8時30分から午後5時15分）のみとなります。婚姻届を土・日・祝日、時間外に提出する場合は、転出証明書を届書に添付する方法による転入をおすすめします。

3 住民登録地が甲府市でない方へ

- 住民票に婚姻後の氏(名字)、本籍地・筆頭者氏名等が反映されるまでには時間がかかります。住民票の取得をお急ぎの方は、婚姻届の受理地で発行される婚姻届受理証明書を取得し住民登録地で手続きをすることで、新しい氏等が反映された住民票を早く取得できる場合があります。詳しくは住所地の市区町村にお問合せください。

4 その他

- 平日午前8時30分から午後5時15分の間に戸籍の届出をされる方で、「マイナンバーカード」「国民健康保険証」をお持ちの方はご持参ください。
（甲府市在住で甲府市に届出をする方のみ）
- 届出の内容が戸籍に反映されるまでには時間がかかります。
- 甲府市では受理証明書の即日交付は行っておりません。発行できるようになるまでに数日～1週間かかります。
- 外国人との婚姻は、その国により必要書類が違います。詳しくはお問合せください。